船舶事故等調査報告書

平成２３年１２月２２日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１１函第１５号
事故等種類	運航不能（推進器障害）
発生日時	平成２３年４月１３日　１１時００分ごろ
発生場所	北海道豊頃（とよころ）町十勝大津漁港南東方沖 　十勝大津灯台から真方位１４６°　１３.５海里付近 　（概位　北緯４２°２９.０′　東経１４３°４８.０′）
事故等調査の経過	平成２３年５月２０日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 　原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 漁船　立旺（りゅうおう）丸、１６０トン 　ＨＫ１－１２４２（漁船登録番号）、伊藤漁業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか１４人が乗り組み、十勝大津漁港南東方沖において揚網作業中、平成２３年４月１３日１１時００分ごろ、海中浮流していた網がプロペラに絡まり、運航不能となった。 　本船は、僚船にえい航されて北海道釧路市釧路港へ帰港した。
気象・海象	気象：天気　雨、風向　東、風力　２、視界　良好 海象：波高　約１ｍ
分析	乗組員等の関与：あり 船体・機関等の関与：なし 気象・海象の関与：あり 判明した事項の解析：本船は、十勝大津漁港南東方沖において揚網作業中、網がプロペラに絡んだことから、推進器が使用できなくなり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、十勝大津漁港南東方沖において揚網作業中、網がプロペラに絡んだため、推進器が使用できなくなったことにより発生したものと考えられる。